

広報 みはま



マスクで予防をしっかりと



主な記事

- 新型コロナウイルス緊急対策を実施 P 2 ~ 5
- 「Yahoo!防災速報」で防災情報を配信します P 6

Jun.2020

6

No.593

全ての町民に対する主な支援

総額 **11億4千万円** の予算を専決

新型コロナウイルス緊急対策を実施

■特別定額給付金

■事業内容

家計への支援として「特別定額給付金」を世帯主に支給します。

- 対象者：全町民（基準日は4月27日）
- 支給額：1人あたり10万円
- 支給先：原則として世帯主
- ※配偶者からの暴力を理由に避難している方は、申請をすることで世帯主でなくても給付金を受け取れます。
- 申請期間
8月14日（金）まで
- ※新型コロナウイルス感染拡大の観点から、郵送またはオンラインによる申請とします。
- 給付開始日
5月下旬から順次給付を開始する予定です。



↑「特別定額給付金申請書 在中」と書かれた封筒が目印

※お問い合わせ先 町特別定額給付金対応チーム ☎ 32 - 6733

■納税や上下水道料金支払いの猶予・軽減措置

■事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等の理由により納税や水道料金の支払いが困難になった方は、猶予・軽減措置が適用される場合があります。（関連第10頁）

※お問い合わせ先	●町税関係	町税務課	☎ 32 - 6702
	●県税関係	嶺南振興局税務部管理納税課	☎ 0770 - 56 - 2222
	●国税関係	敦賀税務署	☎ 22 - 1010
	●上下水道関係	町上下水道課	☎ 32 - 1341

■がんばる美浜人応援商品券配布

■事業内容

個人消費や町内商工業者の収益が落ち込んでいることから、町内の協力店舗で利用できる地域商品券「がんばる美浜人応援商品券」を配布します。

- 対象者：全町民（基準日は5月1日）
- 商品券：1万円分（500円券20枚）

■事業スケジュール等

- 商品券発送予定日：6月5日（金）
- 商品券使用期限：11月30日（月）
- ※事業の参加店舗については、ポスターやチラシ等により周知します。

※お問い合わせ先 町産業振興課 ☎ 32 - 6706、町健康福祉課 ☎ 32 - 6704

■追加支援（子育て世帯応援事業）

休校等の影響を受けている子育て世帯に対して、商品券を追加で配布します。

- 対象者：18才以下の方（※）
（基準日は5月1日）
※平成14年4月2日以降に生まれた方
- 商品券：1万円分（500円券20枚）

国・県による主な支援策

1 子育て世帯への臨時特別給付金

事業費
（万円未満は四捨五入）

1,333 万円

2 特別定額給付金

9 億 5,402 万円

2 中小企業休業等要請協力金

843 万円

町独自の主な支援策

1 マスクの一括購入・全戸無料配布

1,900 万円

1 全町民に商品券 1 万円分を配布

1 億 95 万円

1 観光を支える町内事業者への支援

1,140 万円

1 福井県経営安定資金への利子補給

600 万円

2 子ども 1 人につき商品券 1 万円分を配布

1,510 万円

2 帰省自粛中の学生等をふるさと便で応援

310 万円

2 小中学生に家庭学習用の教材を配布

198 万円

2 楽しい動画等で出産や子育てを応援

40 万円

2 高齢者等の健やかな食生活を応援

27 万円

総額 11 億 4,235 万円（※） ※記載されていない事業を含みます。

1 … 第1弾の対策

… 全町民に対する支援

2 … 第2弾の対策

… 特定の方に対する支援

… 事業者に対する支援

事業者に対する主な支援

■中小企業休業等要請協力金

■事業内容

県からの休業要請により、休業または営業時間短縮等を行った企業や個人事業主に対して、協力を給付します。

- 法人：50 万円
- 個人事業主：20 万円

※食事提供施設で営業時間短縮に応じた事業者については、1 事業者あたり 25 万円（個人事業主 10 万円）

■申請手続き等

- 申請期間：5 月 27 日（水）まで

※休業要請期間に応じて、申請期間は延長予定です。

- 申請方法

申請書類を下記まで郵送してください。

〒910 - 8691 福井中央郵便局留め
福井県庁 中小企業休業等要請協力金
申請事務局 宛て

※お問い合わせ先 県緊急事態措置コールセンター ☎ 0776 - 20 - 0766

■美し美浜の観光を支えるがんばる美浜人応援事業

■事業内容①

テイクアウトやネット販売等、新たなサービスに取り組む町内飲食店や宿泊事業者等を支援します。

- 補助率：事業費の 4/5（上限 40 万円）
- 対象経費：テイクアウト容器代、チラシ作製費、SNS 広告掲載費等

■申請手続き等

- 申請期間：随時受付中

※予算上限に達した場合は、受け付けできないことがあります。

※4 月 1 日以降に実施した事業を対象とします。

※申請様式は、町 HP からダウンロードできます。

※申請書は、町観光戦略課に提出してください。

■事業内容②

町観光協会が実施する町内民宿・飲食店等応援プロジェクト経費等に対して補助をします。（町内事業者を PR・応援するウェブサイトや周知のためのチラシ作製等）

※お問い合わせ先 町観光戦略課 ☎ 32 - 6705

■福井県経営安定資金への利子補給

■事業内容

新型コロナウイルスの影響により福井県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）を受けた町内中小企業者を対象に、町が全額利子補給を行います。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ●対象 | ●資金用途：運転資金、設備資金 |
| セーフティネット保証 4 号の認定を受けた町内中小企業者 | ●借入限度額：8 千万円 |
| ●融資機関 | ●融資期間：10 年間（据置 2 年以内） |
| 福井銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫の各美浜支店 | ●貸付利率：0.9%（町が 10 年間全額補給） |
| | ●保証担保：免除（県が全額支給） |

※お問い合わせ先 町産業振興課 ☎ 32 - 6706

特定の方に対する主な支援

■子育て世帯への臨時特別給付金

■事業内容

子育て世帯への支援として、児童手当受給世帯に臨時特別給付金を支給します。（特例給付者は除く）

- 給付額：対象児童 1 人につき 1 万円

- 対象者：令和 2 年 4 月分の児童手当受給者

※3 月分の対象であった新高校 1 年生を含みます。

■事業スケジュール等

- 支給時期：6 月下旬以降を予定

- 支給申請：原則として不要

※公務員の方のみ申請が必要です。

- 申請受付：9 月 19 日（土）まで

※お問い合わせ先 町健康福祉課 ☎ 32 - 6704

■Stay Home おうちで子どもサポート事業

■事業内容

母親学級や乳幼児教室、親子でできる楽しい体操等の動画をケーブルテレビ等で配信し、長時間を自宅で過ごす妊婦や親子を応援します。

- 配信内容

・5 月 25 日～ 31 日 「6 ～ 8 ヶ月児教室」

・6 月 1 日～ 7 日 「1 歳児教室」

- 配信時間：午前 10 時～

午後 7 時 15 分～

※行政チャンネル (91ch) にて配信しています。

※お問い合わせ先 町子ども・子育てサポートセンター ☎ 32 - 0192

■高齢者のための宅配弁当サービス

■事業内容

介護サービスを自粛している高齢者や生活困窮者等に配食サービスを行います。（希望者のみ）

- 料金：1 食 300 円

■申し込み手続き

- 随時受付中

※1 日 40 食限定となります。

※1 人につき月 10 回まで宅配可能です。

※お問い合わせ先 町健康福祉課 ☎ 32 - 6704

■町営住宅家賃の再認定

■事業内容

新型コロナウイルスの影響等による解雇や離職等で収入が著しく減少し、町営住宅家賃の支払いが困難な方を対象に、家賃を再認定し、入居者の生活の安定を図ります。

※お問い合わせ先 町土木建築課 ☎ 32 - 6707

■小学校休業等対応支援金

■事業内容

小学校等の休校に伴う子どもの世話等の理由により、契約していた仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対して、支援金を支給します。

- 給付額：4,100 円 / 日（定額）

- 申請期間：9 月 30 日（水）まで

※お問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120 - 60 - 3999



自然豊かな美浜町でさまざまな体験を

ありまさとみ
緑のふるさと協力隊に有馬里実さんが着任

■ お問い合わせ先
・町産業振興課(担当・渡辺)
☎32-6706



↑ 委嘱状を受け取る有馬さん(左)

4月28日に「緑のふるさと協力隊」の着任式が町役場で行われ、青森県出身の有馬里実さんに委嘱状が手渡されました。

緑のふるさと協力隊は、NPO法人地球緑化センターが、農山村の現状や暮らしに関心を持つ若者を、地域に1年間派遣するプログラムです。本町では、平成30年度から継続して隊員を受け入れており、有馬さんで3人目となります。

有馬さんは、来年3月までの約1年間、町民と交流を深めながら、農業や漁業、観光、

福祉等さまざまな分野の活動に取り組み予定です。

着任式では、戸嶋町長が「美浜は海や山、湖等、自然豊かな場所。自分のやりたい仕事を見つけて、思い切り挑戦してほしい」と激励しました。

また、有馬さんは「豊かな自然に魅力を感じて美浜町に来た。農業や漁業等、多くの現場に出て、さまざまな体験をしていきたい」と意気込みを語っていました。

【関連第17頁】



Twitter
アカウント



Face book
アカウント



美浜町での活動の様子は、有馬さんのSNSでご覧いただけます。



地区の伝統を後世に

ひもと
佐田伝統文化保存会が「緋き」第4弾を発行

■ お問い合わせ先
町歴史文化館(担当・松葉)
☎32-0027



↑ 戸嶋町長に「緋き」を手渡す中道会長(右)

4月21日に、佐田伝統文化保存会の中道健三会長が町役場を訪れ、地域の伝統文化をまとめた冊子「緋き」第4弾の発行を報告しました。

同会は平成25年に設立され、佐田地区に伝わる盆踊りや郷土料理の伝承等、さまざまな活動に取り組んでいます。

今回発行した冊子「緋き」は、A4判で全67ページとなっており、町の「がんばる美浜人応援事業」を活用して作製されました。

同冊子には、地区伝統の盆踊りで歌われる「すてな音頭」の楽譜や歌詞のほか、郷土料理である「どろず」等のレシピ、王



↑ 今回発行された「緋き」第4弾

の舞や盆踊り等を紹介するオ리지ナル漫画等、佐田地区の伝統文化に関する多くの情報が掲載されています。

中道会長は「漫画等を使って紹介しているので、子どもたちにも楽しんで見てもらいたい」と話されました。

「Yahoo! 防災速報」で 防災情報を配信します

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課(担当・田村) ☎32-6716

町では、令和2年3月24日にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、同社が提供している「Yahoo!防災速報」サービスを活用した「自治体からの緊急情報」の配信を開始しました。

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合には、防災行政無線やエリアメール等の従来の情報伝達手段に加え「Yahoo!防災速報」からも注意喚起の情報や避難に関する情報等を配信します。

「Yahoo! 防災速報」とは

ヤフー株式会社が提供する、緊急地震速報や豪雨予測等をお知らせするサービスです。

スマートフォンやタブレット端末で利用可能なアプリ版(iOS、Android 両対応)と携帯電話やパソコンにメールでお知らせするメール版があります。



地震情報



津波予報



豪雨予報

配信対象者

「Yahoo! 防災速報」のアプリ版及びメール版に登録している方で、次のいずれかに該当する方です。

- 通知対象地域を「美浜町」に設定している方
- 現在地連動通知の設定を「オン」にし、町内に滞在している方

受信方法

【アプリ版】

- ①下記のURLまたはQRコードからアプリをダウンロードしてください。
- ②アプリの「設定」⇒「地域の設定」から「美浜町」を選択してください。
- ③アプリの「設定」⇒「自治体からの緊急情報」から「プッシュ通知」を「オン」にしてください。

■ iPhoneの方は

App Store
からダウンロード

■ Androidの方は

Google Play
からダウンロード



【メール版】

- ①下記のURLから「メール版 簡単登録へ」をクリックして登録手続きをしてください。
- ②「通知先の設定」で受信したいメールアドレスを登録してください。
- ③「地域の設定」で「美浜町」を選択してください。
- ④「通知する情報の設定」で「自治体からの緊急情報」にチェックを入れてください。

■ 「Yahoo! 防災情報」メール版 URL
<https://emg.yahoo.co.jp/>

※登録にはYahoo!JAPAN IDが必要となります。

災害時にはキャッシュ(複製)サイトのご利用を

災害発生時等に町ホームページにアクセスが集中した際、ヤフー株式会社のサーバー上に町ホームページが複製されることとなりました。キャッシュサイトへ誘導することで、ホームページへのアクセスを分散させ、サーバへの負担を軽減します。

※アクセスが集中してホームページにつながりにくくなると、ヤフーの検索結果に「キャッシュサイト」が表示されるようになります。

海洋ごみ問題 ～できることから始めよう～

プラスチックによる海洋汚染を筆頭に、海洋ごみ問題は世界規模で注目されている環境問題の一つです。

海に面した本町においても、海辺に押し寄せる漂着ごみが大きな問題となっています。

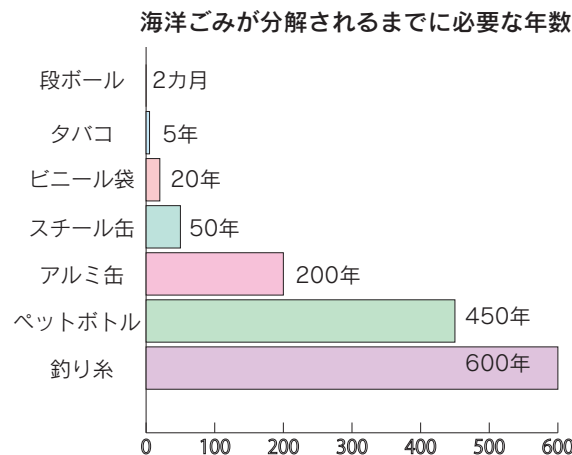
今月号では、海洋ごみ問題についてご紹介します。

美浜の環境シリーズ127 environment

プラスチック製の海洋ごみはいつまでも残る

紙ごみや魚介類の死骸といった生物性のごみは、微生物により水や二酸化炭素、メタン等に自然分解されます。しかし、ほぼ全てのプラスチックは、微生物によつて分解されることはありません。一部は劣化により微細化して目には見えなくなつてしましますが、細かなプラスチックとして残り続けます。

左表は、海洋ごみが分解されるまでに必要な年数をまとめたものです。この表から、プラスチック製品がいかにか分解されず残りやすいかを見ることができます。



マイクロプラスチック

海に流れ出たプラスチックは、紫外線や海流により粉々に砕けます。5mm以下まで小さくなったかけらはマイクロプラスチックと呼ばれ、小魚や貝等が摂食し、体内に蓄積されていきます。また、マイクロプラスチックは海中の有害物質を取り込みやすいことが分かってきており、有害物質も併せて体内に蓄積してしまいう可能性も問題視されています。

海ごみゼロウィーク

日本財団と環境省では、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て、6月8日（世界海洋デー）前後の期間を「海ごみゼロウィーク」として定めています。海洋ごみ削減に向け、オールジャパンで取り組みを進めています。主な活動は次のとおりです。

- ①ごみ拾い活動
ごみ拾い活動の呼びかけを行い、ウィーク期間中に広域で実施。
- ②ごみの調査・分析
ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、場所ごとのごみ量や種類について分析。

③海洋ごみ普及啓発

海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベント等を実施。

海洋ごみを減らすには

- リデュース（ごみの発生量を減らす）
詰め替えの商品を選ぶ、量り売りものを買う等の方法で、ごみを減らしましょう。
- リユース（繰り返し使う）
マイ箸やマイバッグ、水筒等、何度も使用できるものを使いましょう。
- リサイクル（再生して資源にする）
新聞紙やペットボトルのように、そのまま使うのは難しくても、分別して回収すれば、他のものを作るための資源として使えるものもあります。

ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。一人ひとりが行う小さなことも、積み重なれば海の未来を守ることができます。皆さんも、自分ができることから始めて、海ごみゼロを目指しましょう。

※お問い合わせ先
町住民環境課（担当：志賀）

☎ 32-6703

美浜発電所の状況



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

【新しい検査制度の特徴】

- ▶「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制委員会のチェックが行き届く検査体制
※検査官が自由に施設内に入って予告なしに検査が可能
- ▶安全確保の観点から事業者の取り組み状況を評価
- ▶新制度を通じて、事業者が自ら安全確保の水準を向上する取り組みを促進

原子力規制委員会による新検査制度の本格運用が始まりました。

今回の検査制度の改正は、事業者が自ら安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高めるとともに、単に基準を満たすだけでなく、施設の一層の安全性向上につながる仕組みの構築が目的とされています。

新しい検査制度では、これまでの検査の問題点を踏まえて、次の特徴をもった検査が実施されます。

【検査制度の改正前後の違い】

項目	改正前	改正後
①事業者自らの改善活動を促進	事業者の改善を促進しない体系 ・事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確 ・規制機関のお墨付き主義に陥る懸念	事業者の責任を明確化することで、自らの改善を促進する体系 ・事業者自らに検査義務等を課し、規制機関の役割は事業者の取り組みを確認するものへ
②安全活動全てが監視対象であることの明確化	事業者の全ての安全活動に目が行き届かない ・重複のある複数かつ混み入った形態の検査 ・法令において検査対象や検査時期が細かく決められている	規制機関のチェックの目が行き届く仕組み ・規制機関の全ての検査を一つの仕組みに一本化 ・検査の対象は、事業者の全ての安全活動
③リスクの観点を取り入れた検査	安全上重要なものに焦点を当てにくい体系 ・あらかじめ決められた項目の適否をチェックする、いわゆるチェックリスト方式	安全上重要なものに注力できる体系 ・安全上の重要度から検査の重点を設定 ・リスク情報の活用や安全実績指標の反映等を取り入れた体系 ・安全確保の視点から評価を行い、次の検査等にフィードバック
④現場の実態を確認する運用	事業者の視点に影響される可能性 ・事業者の検査対応部門を通じた図面、記録の確認、現場巡視が中心	・検査官が必要と考える際に、現場の実態を直接に確認する運用 ・規制機関が必要とする情報等に自由にアクセスできる仕組み（フリーアクセス）を効果的に運用



▷ 5月1日に着任された
原子力規制委員会 原子力規制庁
美浜原子力規制事務所
やまが さとる
所長 山賀 悟 氏

美浜原子力規制事務所長を拝命しました、山賀悟と申します。

本年4月までは、敦賀原子力規制事務所長として勤務し、日本原子力発電(株)敦賀発電所、日本原子力研究開発機構もんじゅ、ふげんの保安検査と並行して新検査制度試運用を実施し、新しい検査方法（新検査制度）の習熟に取り組んでまいりました。

新検査制度では、フリーアクセス等により収集した発電所のリスク情報等に基づき、安全上重要な設備や活動に焦点を当て、事業者のパフォーマンスに重点を置いた検査を実施することとなります。そのため、これまで以上に、事業者の実施する会議への同席やインタビュー、情報へのアクセス等による現場作業の確認、執務室への立ち入り等を行い、ありのままの事業者の保安活動の状況を監視することにより、安全性の向上につなげていきたいと考えております。

併せて、これまでどおり分かりやすい情報発信を心がけていこうと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25
☎ 0770-32-1111(代表)
FAX 0770-32-1115(代表)
HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

教育委員会からのお知らせ

3月23日に開催された第3回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。

- 議案第8号
美浜町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 3月27日に開催された第4回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。
- 議案第3号
美浜町学校業務改善方針について
- 議案第4号
部活動の在り方に関する方針について
- 議案第9号
区域外就学について
- 議案第10号
美浜町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

● 議案第11号
美浜町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

● 議案第12号
令和2年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置について

● 議案第13号
令和2年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の協議結果の尊重について

● 議案第13号
令和2年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の協議結果の尊重について

令和2年度労働保険
年度更新のお知らせ

- 年度更新期間
6月1日(月)～7月10日(金)
- 申告・納付場所
最寄りの労働局、労働基準監督署、金融機関
- 電子申請
労働保険の手続きは「電子申請」を活用いただけます。
URL: <https://www.e-gov.go.jp/>
※ 電子申請を利用するには、マイナンバーカードまたは電子証明書の取得が必要です。
- 厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課
☎ 03・5253・1111

新型コロナウイルスの影響による
納税徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の理由により納税が困難となった方は、徴収の猶予が認められる場合があります。
町ホームページに、申請方法や必要書類等を掲載しておりますので、ご確認ください。

また、来庁により申請される場合は、混雑を避けるため事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

● 町税務課(担当・高木)
☎ 32・6702

消費者ホットライン188に
ご相談ください

消費者ホットライン188では、消費生活相談窓口を案内する等、消費生活に関するお悩み解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルについて一人で悩まず、消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。

専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者ホットラインイメージキャラクター「イヤヤン」

● 町住民環境課(担当・藤田)
☎ 32・6703

防災行政無線を用いた全国一斉の

緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
6月17日(水) 午前10時頃	防災行政無線 及び 音声告知放送	<チャイム> こちらは防災美浜町です。ただ今から訓練放送を行います。 <緊急地震速報チャイム音> 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回) こちらは防災美浜町です。これで訓練放送を終わります。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716

下水道世帯人員変更届出及び
水道使用者の名義変更について

一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算しており、世帯人数に異動があった場合、転入・転出・出生・死亡等は「世帯人員変更届出書」の提出が必要です。

また、単身赴任や進学、長期入院等の特別な理由により、美浜町に住民票を置いたまま町外に転出した場合には、届出により減員することができます。ただし、減員となっている方が世帯に戻られた際には、必ず増員の届出をお願いします。

その他、水道使用者の名義を変更したいという場合には「水道使用異動届」や「下水道使用者変更届出書」の提出が必要です。

各種届出書につきましては、役場上下水道課窓口もしくは、町ホームページからダウンロードしていただくことができます。

● 町上下水道課(担当・中川)
☎ 32・1341

● 町上下水道課(担当・中川)
☎ 32・1341

● 町上下水道課(担当・中川)
☎ 32・1341

「クールビズ」に
ご協力をお願いします

町の公共施設では、地球温暖化問題に対処し、環境と共生するビジネススタイルの定着を図るために、クールビズ(夏季の適正冷房による軽装勤務)を実施しています。

● 実施期間
5月1日(金)～9月30日(水)

● 取り組み内容
・ 適正冷房(28℃以上)の実施
・ 適正冷房に応じた軽装(職員としての信用と品位を損わない服装)での勤務

町の公共施設をご利用いただく皆さんにも、適正冷房へのご理解とご協力をお願いします。

また、会議等のご案内をさせていただく場合に、軽装での出席をお願いすることがあります。その際には、適正冷房にに応じた軽装での出席をお願いします。

● 町総務課(担当・山口)
☎ 32・6700



(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業に係る
計画段階環境配慮書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、下記のとおり「(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集します。

■事業者名

株式会社グリーンパワーインベストメント

■対象事業

(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業

■事業実施想定区域

福井県三方郡美浜町新庄地区

■意見・質問の提出方法

住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱に投函するか、右記の提出先に郵送してください。

(6月29日当日消印有効)

※電話でのご意見、ご質問はお受けできません。

■縦覧期間

5月26日(火)～6月29日(月)
(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所・時間

- 町役場 1階 情報公開コーナー
午前8時30分～午後5時15分
- 新庄山村開発センター 1階 窓口
午前8時30分～午後5時

※下記ウェブページからご覧いただけます。

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>

■提出先

株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44
赤坂インターシティ 3階

※お問い合わせ先 (株)グリーンパワーインベストメント ☎03-4510-2100
町エネルギー政策課(担当・山野) ☎32-6716

「児童手当・特例給付現況届」
の提出をお願いします

児童手当等の現況届は、前年の所得と6月1日現在における児童の養育状況等を確認するものです。
6月分以降の支給を受けるために必要ですので、必ず期限までに持参または郵送で提出をお願いします。

●提出期限
6月30日（火）消印有効

●提出書類
・現況届
・受給者（保護者）の健康保険被保険者証（写）

（問）町健康福祉課（担当・浜野）
☎32-6704

教室・講座・説明会等

もの忘れ相談会を開催します

●日時
6月19日（金）
午後2時～3時

●会場
なびあす

●対象
町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族

●費用
無料

●定員
2人（事前申し込み）

（問）町健康福祉課（担当・藤木）
☎32-6704

子ども・子育てサポートセンター
の催しをお知らせします

○育児講座
◆「救急救命士さんのおはなし」
●日時
6月10日（水）
午前10時～11時

●会場
子ども・子育てサポートセンター（はあとびあ内）

●講師
美浜消防署救急救命士

●対象
どなたでも

●内容
家庭で起こりやすい乳幼児の事故や万が一のときの対処法、AEDの扱い方について学びます。

●申込
5月25日（月）から
6月8日（月）まで

◆「産後ママのための骨盤体操」
●日時
6月26日（金）
午前10時～11時

●会場
はあとびあ1階

●講師
小豆澤かおり氏（骨盤ボディメイクインストラクター）

●対象
産後3カ月以上の町内在住の親子10組

●申込
6月8日（月）から
24日（水）まで

（問）子ども・子育てサポートセンター（担当・河村）
☎32-0192

町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯を支援します！

町では、若者の町内定住促進と活力あるまちづくりを促進させることを目的に、町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯に対して家賃の一部を助成します。

- 申込開始日
5月22日（金）～
※令和2年4月1日から5月21日までの間に町内の民間賃貸に入居している世帯も対象

■募集件数
10件

■補助額
家賃から住居手当等を引いた額の1/3（千円未満切り捨て）
※上限は月額20,000円

■補助期間
最長24カ月

■補助金交付
年2回の振り込み
- 対象世帯

 - 新婚世帯
夫婦の満年齢の合計が80歳未満の婚姻届出後3年以内の世帯（再婚者も含む）であって、夫婦が同居している世帯
 - 子育て世帯
夫婦と満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が生計を一にし、同居している世帯
 - その他
申請書類や詳細な条件等については、町HPをご覧ください。ただし、下記までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町土木建築課（担当・宮下） ☎32-6707

戦没者等のご遺族の皆様へ
第11回特別弔慰金が支給されます

■特別弔慰金の趣旨
今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。
第11回特別弔慰金については、償還額が年5万円で5年ごとに国債を交付することとしています。

- 支給対象者
- 戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族の方一人に支給されます。
- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 - (4) 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間
令和5年3月末まで
※期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■請求に必要な書類等

- 請求書類等（町健康福祉課窓口で入手）

 1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
 2. 第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
 3. 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- 戸籍書類等

過去の特別弔慰金請求の有無等の状況により、提出書類が異なるため、詳しくは町健康福祉課にお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町健康福祉課（担当・西野） ☎32-6704

生活習慣病予防健診 及び
がん検診の中止・延期について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を予定していた集団健診及び個別健診について、下記のとおり中止・延期といたします。

■集団健診

健診日程	対応
4月30日（木）	中止
5月16日（土）	
5月22日（金）	
6月9日（火）	
6月27日（土）	

■個別健診

健診日程	対応
5月～	当面の間、延期



※健診の再開にあたっては、実施開始時期の目途が立ち次第、個別に案内を送付します。
※健診の延期に伴い「受診券」及び「がん検診無料クーポン券」の送付についても見合わせている状況です。
受診を希望される皆さまには大変なご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いします。

※お問い合わせ先 町健康福祉課（担当・大井） ☎32-6704

健康・福祉・子育てに関する
情報をお知らせします。

親子であそぼ！

新 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、他人との接触や3密を避けるため外出を自粛しているご家庭も多いかと思います。今月号では、子育て中のお父さんやお母さん、そして子どもたちが楽しい時間が過ごせる遊びについてご紹介します。

【おさんぽ】

6月は雨が多い季節ですが、子どもたちは雨上りに長靴を履いて水たまりで遊ぶのが大好きです。カエルやオタマジャクシ等の生き物にも出合えるかもしれませんよ。

小動物等をじっと見るだけでも、子どもたちの心は動き、たくさんのことを感じます。子どもが発見したことや感動したことに気付き、「お花きれいだね」「カエルが跳んだね」等と言葉にして共感してあげてください。家の周りを歩いてみるだけでも、発見することが多いと思います。



【室内遊び】

●ペンギン歩き

大人の足の甲に子どもを立たせ、手を持ちながら向かい合って歩きましょう！向かい合って遊ぶのが上手になったら、そろって前を向いて「ロボット歩き」にも挑戦！

●ぐるりんぱ

- ①大人と子どもが向かい合って、両手をつなぐ。
- ②子どもが大人の太ももからおなかに上り、後ろまわりをする。

子ども・子育てサポートセンターの
日々の様子や子育て情報、行事のお
知らせ等を Facebook で随時発信し
ています。ぜひご覧ください。

Facebook



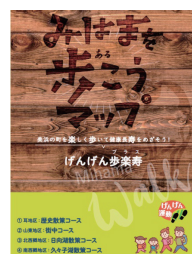
※お問い合わせ先 子ども・子育てサポートセンター(担当・河村) ☎32-0192

運動を続けて毎日を元気に過ごそう

できる範囲で運動を続けましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出やイベント自粛等の影響により、多くの方が運動不足となっているのではないのでしょうか。

特に高齢者の方は、自粛期間に体力が落ちてしまうことが心配されます。毎日を元気に過ごすためにも、感染症対策を徹底したうえで運動を続けましょう。



人との接触を避けた運動のポイント

【3密を避けて散歩をしよう】

3密を避けたうえで散歩やジョギングをしましょう。町が作製したウォーキングマップをご希望の方は、町健康福祉課までご連絡ください。

【家の中で行う用事で体を動かそう】

畑仕事、庭いじり、片付け等、家から出ずに行える用事で体を動かしましょう。

【普段している体操を自宅で続けよう】

へしこドンパ体操やラジオ体操等、普段から行っている体操・運動を続けましょう。



※お問い合わせ先
町健康福祉課 地域包括支援センター
(担当・藤木) ☎32-6704

免疫力を高めて 感染症に負けない体づくり

免疫力とは、体内に侵入するウイルスや細菌から体を守る能力のことです。免疫力は、加齢や生活習慣の乱れにより低下してしまうため、日ごろから免疫力を高める生活を心がけることが重要です。

■ 免疫力を高めるには？

ポイント① バランスの良い食事

免疫力を高めるには、炭水化物やタンパク質、ビタミン、ミネラル等のさまざまな栄養素が必要です。毎食主食・主菜・副菜をそろえることで、必要な栄養素をまんべんなくとることができます。

主食
ごはん、パン
麺 等



主菜
肉、魚、卵
大豆製品 等



副菜
野菜、きのこ
海藻類 等



ポイント② 良質な睡眠をとる

免疫細胞は副交感神経が積極的に働いているときに活発になります。副交感神経がもっとも働くのは睡眠中のため、日ごろから6～8時間の質の良い睡眠をとることが免疫力アップにつながります。

■睡眠の質を下げる原因

- ①就寝前のPC やテレビ、スマートフォン等の使用
- ②就寝前の飲酒や喫煙
- ③就寝前 2 時間以内の食事
- ④就寝前 3 ～ 4 時間以内のカフェイン摂取
(コーヒー、緑茶、紅茶、ココア 等)
- ⑤肥満 (睡眠時無呼吸症候群の原因となります)



■睡眠の質を上げるには

- ①起床時は太陽の光を浴びる
- ②朝食をしっかりとする
- ③日中に適度な運動を行う
(30 分以上のウォーキング等)
- ④就寝 30 分前までにぬるめの温度 (40 度程度) で入浴する
- ⑤眠くなってから寝床に入り、起床時刻は遅らせない
- ⑥眠れない日が続く場合は早めに専門家に相談をする



ポイント③ 体を温める

加齢や運動不足によって体の熱を生産する筋肉量が低下すると、体温も下がってしまいます。体温が1度下がると免疫力は30%落ちるといわれているので、ウォーキングやラジオ体操等、適度な運動を生活の中に取り入れましょう。

また、入浴や温かい食事でも体を温めるのに効果的です。



ステイホーム大作戦！～おうちで健康に過ごそう～

町では、SNSを活用して、楽しい「運動」の方法やおいしい「食事」の取り方を、随時更新しています。ぜひ、ご覧ください。



Facebook



※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・藤原) ☎32-6704

■くらしのカレンダー■

令和2年6月

1 (月)		17 (水)	9:30～保育園開放(せせらぎ保育園) 古紙 (東地区)
2 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:30～「心の相談室」※障がい者(児)相談 (はあとびあ)	18 (木)	10:30～育児講座「親子ふれあい遊び」 (はあとびあ)
3 (水)		19 (金)	9:30～保育園開放(みずうみ保育園)
4 (木)	古紙 (耳地区:河原市・南市・栄区を除く)	20 (土)	
5 (金)	10:00～ミニさくらんぼ(佐田公民館)	21 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場)
6 (土)		22 (月)	
7 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場)	23 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ)
8 (月)		24 (水)	
9 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:00～司法書士法律相談(はあとびあ)	25 (木)	10:00～2歳児教室(はあとびあ) 13:00～3歳児健診(はあとびあ)
10 (水)	10:00～育児講座「救命救急士さんのおはなし」 (子ども・子育てサポートセンター) 古紙 (北・南地区)	26 (金)	10:00～育児講座「産後ママのための骨盤体操」 (はあとびあ)
11 (木)	13:30～育児学級(はあとびあ) 古紙 (河原市・南市・栄区)	27 (土)	
12 (金)		28 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場) 8:30～ごみ(可燃・生・不燃・資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)
13 (土)		29 (月)	
14 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場) 8:30～ごみ(可燃・生・不燃・資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)	30 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:30～「心の相談室」※障がい者(児)相談 (はあとびあ) 13:30～離乳食講習会(はあとびあ)
15 (月)		6月の納税 [納期限 6/30(火)] ※納付は口座振替が便利です。 町県民税(1期)	
16 (火)	9:30～保育園開放(あおなみ保育園) 13:00～3歳児健診(はあとびあ) 13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:30～「心の相談室」※障がい者(児)相談 (はあとびあ)		

●イベント ●健康診査・検診 ●子ども行事 ●ごみ・資源回収

●行事の予定は、5月15日現在のものです。一部変更になる場合がありますので事前にご確認ください。

●網かけの日は、役場はお休みです。

●古紙は古紙回収日、後に続く()内は回収地区です。

●休日の当番医に関するお問い合わせ先 町役場 ☎32-1111(代表) 美浜消防署 ☎32-1190

人口の動き

人口総数 前月比
9,339人(+15)
男 4,575人(+5)
女 4,764人(+10)
世帯数
3,685世帯(+13)
令和2年5月1日現在

▽表紙の写真
新型コロナウイルスへの緊急対策の一環として行った、町民の方へのマスク配布の様子です。
4月25日と5月2日の2日間、町職員が配布を行いました。町民の皆さまのご協力により、スムーズにマスクをお渡しすることができました。配布にご協力いただき、ありがとうございました。

今月号では、新型コロナウイルス対策として町や国、県等が行う緊急対策についてご紹介しました。すべての支援策を掲載することはできませんが、記事を少しでも多くの方に知っていただければと思います。
5月15日現在、県内での新規感染者は2週間以上出ておらず、感染は収束傾向にあるように見受けられます。ここで気を緩めず、引き続き感染防止対策を徹底することが、いち早い社会経済活動の再開につながると思います。
政府が示している「新しい生活様式」を実践しながら、一歩ずつ前進していきましょう。(規)

こんにちは
まちづくり推進課です。